

## 川崎市消費生活サポーター設置要綱

### (目的及び趣旨)

第1条 この要綱は、消費者トラブルの未然防止やその他多様な消費者教育を推進することを目的に、川崎市消費者行政センターと地域等を結ぶ橋渡し役などを担う川崎市消費生活サポーター（以下、「サポーター」という。）の設置について、必要な事項を定めるものとする。

### (活動内容)

第2条 サポーターの活動内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 地域・職域等における消費者への消費者生活情報の提供、消費者教育等の実施
- (2) 消費者トラブルの相談窓口への誘導
- (3) 地域における消費者被害防止のための見守り活動への参加、協力
- (4) 消費生活に関する講座・セミナー等への参加
- (5) 消費者教育、見守り活動等を行うための消費生活情報の収集、習得等
- (6) その他サポーターとして必要な活動

### (市の役割)

第3条 市は、サポーターとなる人材を積極的に養成するため、消費生活に関する講座及びセミナー等を開催するとともに、定期的に情報を提供するなど、その活動を支援する。

### (サポーターの登録)

第4条 サポーターの登録は次の各号の全てを満たす者を対象とする。ただし、川崎市暴力団排除条例第2条第3号の暴力団員等である者は登録対象としない。

- (1) 市内在住・在勤・在学の満18歳以上(当年度3月末時点)であること
  - (2) 登録しようとする前年度若しくは当年度に市が行う消費生活サポーター養成講座(以下、「講座」という。)を修了した者
- 2 前項を満たし、サポーターとしての登録を希望する者は、消費生活サポーター登録申請書(様式第1号)に必要事項を記入し、経済労働局長に提出するものとする。
- 3 経済労働局長は、前項の規定により消費生活サポーター登録申請書を提出した者の中から、第1項に該当する者をサポーターとして登録し、消費生活サポーター登録証(様式第2号)を本人に交付する。

### (登録者情報の変更)

第5条 サポーターは、前条の登録者情報に変更が生じた場合は、消費生活サポーター変更届(様式第3号)に必要事項を記載し、経済労働局長に提出するものとする。

### (任期)

第6条 サポーターの任期は、次の各号に掲げる期間とする。

- (1) 起算日は、消費生活サポーターを登録した日からとする。

(2) 満了日は、受講した講座を修了した日の翌年度4月1日から3年を経過する年の3月31日までとする。ただし、任期が満了する10日前までに消費生活サポーター辞任届(様式第4号)の提出がない限り3年更新するものとする。

(活動報告書の提出)

第7条 サポーターは、当該年度終了後、活動内容について消費生活サポーター活動報告書(様式第5号)を作成し、翌年度4月末までに経済労働局長に提出するものとする。ただし、10月1日以後に登録した場合は、翌年度4月の提出を要しない。

(登録の取消し)

第8条 経済労働局長は、サポーターが次の事項のいずれかに該当すると認めた場合には、登録を取り消すものとする。

- (1) 要綱に反する行為があった場合
- (2) 市内在住・在勤・在学に該当しなくなった場合
- (3) サポーターから辞任の申出があった場合
- (4) 消費生活サポーター活動報告書を3年間連続して未提出の場合
- (5) 上記に関わらず、社会的信用を損なう恐れがある等、サポーターとして不適切な行為があった場合

2 サポーターは前項第2号及び第3号の理由により辞任を申し出るときは、第6条第1項に規定する消費生活サポーター辞任届を経済労働局長へ提出するものとする。また、前項の登録の取消しとなった場合は、速やかに登録証を返納するものとする。

(報酬)

第9条 第2条に掲げるサポーターの活動に係る報酬は、原則無報酬とする。

(遵守事項)

第10条 サポーターは、活動するに当たり、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) サポーターは、活動の中で知り得た秘密や個人情報をサポーターの任期期間中及び登録の取消し後においても、本人の承諾なく、開示、漏えい、利用してはならない。
- (2) 特定の商品・サービスの宣伝、団体への勧誘など、第2条に掲げる活動とは無関係な行為を行ってはならない。
- (3) 事業者の営業妨害のおそれのある行為を行ってはならない。
- (4) 第2条に掲げる活動のほかに、市の承諾を得ずにサポーターを標榜した活動を行ってはならない。ただし、同条第1項第6号に掲げる活動の場合は、市の承諾を事前に得るものとする。
- (5) 生命・身体等の安全を確保しつつ活動すること。
- (6) その他サポーターとしての信頼を失う行為を行ってはならない。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は経済労働局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 2 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

川崎市消費生活サポーター登録申請書

(宛先) 経済労働局長あて

次のとおり申請します。

※は記入必須項目

|   |   |         |   |
|---|---|---------|---|
| ※ふりがな   |   |         | 年 月 日   |
| ※1 氏名   |   | ※2 生年月日 | (申請年度末時点：満 歳)<br><例： 年4月1日申請<br>→ 年3月31日時点の満年齢> |
| ※3 自宅住所   | 〒   |         |   |
| ※4 電話番号   |   | 5 F A X |   |
| 6 e-mail  |   |         |   |
| ※7 登録要件<br>(該当するものに✓してください。登録には全てに該当する必要があります。) | <input type="checkbox"/> 市内 ①在住・②在勤・③在学のいずれかに該当すること<br>(該当のNoに○印をつけてください。②③に該当する場合は下の9・10も御記入ください。)<br><input type="checkbox"/> 満18歳以上(申請年度3月末時点)であること<br><input type="checkbox"/> 消費生活サポーター講座を修了し、修了の翌年度末までの申請であること<br>【講座修了時期： 年 月】<br><input type="checkbox"/> 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法第2条第6号に規定する暴力団員)に該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、登録の取消等その他の不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。<br>また、貴職において必要と判断した場合に、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。 |         |   |
| ※8 職業<br>(該当する事項に一つのみ○印をお願いします。)                | ①会社員                      ②自営・自由業                      ③学生<br>④パート・アルバイト等   ⑤無職                                  ⑥その他 (                      )  |         |   |
| 9 勤務先・学校名<br>(市内在勤・在学の場合)                       |   |         |   |
| 10 勤務先・学校住所<br>(市内在勤・在学の場合)                     | 〒   |         |   |
| ※11 応募理由  |   |         |   |
| ※12 自己PR  |   |         |   |
| 13 消費者問題等に関する活動歴<br>(登録に際し活動歴の有無は問いません)         |   |         |   |

様式第2号

| 川崎市消費生活サポーター登録証   |                      |
|---|----------------------|
| No _____  | 氏名 _____             |
| 上記の者は、川崎市消費生活サポーターであることを証明します。  |                      |
| <br>Color Future<br>川崎市消費生活センター<br>川崎市消費生活センター | 年 月 日<br>川崎市消費生活センター |

(注意)

1. この登録証は、他人に貸与し、又は譲渡し不正に使用しないこと。
2. 登録証を紛失した時は、直ちに川崎市消費者行政センターに届け出ること。
3. 登録を辞任、取消等あった時は、速やかに登録証を川崎市消費者行政センターに返還すること。

登録証No. \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

## 川崎市消費生活サポーター変更届

(宛先) 経済労働局長あて

次のとおり変更が生じたので届け出ます。

| 変更事項                                | 新  | 旧 |
|-------------------------------------|--|---|
| 1 住所                                | ① 自宅<br>②勤務先<br>③学校<br>(該当のものに○をつけてください。市内在住ではなく、「②勤務先」・「③学校」に変更がある場合は下の「4 勤務先・学校名」もご記入ください) |   |
|                                     |  |   |
| 2 氏名                                |  |   |
| 3 電話番号                              |  |   |
| 4 勤務先<br>学校名<br>(市内在住以外で市内在勤・在学の場合) |  |   |
| 【その他】<br>(項目名)<br>( )               |  |   |

※ 該当する項目のみ記入をお願いします。

年 月 日

登録証No. \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

## 川崎市消費生活サポーター辞任届

(宛先) 経済労働局長あて

次の理由により川崎市消費生活サポーターを辞任したいので、届け出ます。

辞任の理由

[Empty space for writing the reason for resignation]

※ 消費生活サポーター登録証を添付をお願いします。

登録証No. \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

## 川崎市消費生活サポーター活動報告書

(宛先) 経済労働局長あて

\_\_\_\_\_年度の消費生活サポーターとしての活動内容は次のとおりです。

1. 活動内容 (あてはまるもの全てに☑して下さい。2も併せてご記入ください。)

(1) 伝える

- 啓発資料等の配布及び掲示を行った。
- 所属する団体等で消費者トラブル等消費生活に関する話題を取り上げた。
- くらしのセミナー等講座を企画し実施した。
- その他 ( \_\_\_\_\_ )

(2) つなぐ

- 一人暮らしの高齢者の方等へ「声かけ」や「見守り」を実施した。
- 消費者トラブルを聞いて、センターの窓口を紹介し同行若しくは相談するよう勧めた。
- その他 ( \_\_\_\_\_ )

(3) 学ぶ

- 啓発冊子や出前講座等で消費者問題等について知識を深めた。
- センターやその他開催する講座・イベントに参加・協力した。
- センターの資料コーナーの書籍やDVD等を活用して消費生活に関する知識を深めた。
- その他 ( \_\_\_\_\_ )

2. 1の具体的な活動内容を記入してください。

| 年 月 日 | 活 動 内 容 |
|-------|---------|
|       |         |

(書ききれない場合は裏面に記載ください)

※ この報告書は、翌年度4月末日まで川崎市消費者行政センターまで提出してください。